

政令第三百九号

愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

愛玩動物看護師法の施行期日は、令和四年五月一日とする。